

豊橋市告示第298号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

平成30年9月27日

豊橋市長 佐原 光一

別表

労働報酬下限額

(平成30年10月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 146	27	普通船員	2, 069
2	普通作業員	1, 838	28	潜水士	3, 725
3	軽作業員	1, 405	29	潜水連絡員	2, 416
4	造園工	1, 935	30	潜水送気員	2, 262
5	法面工	2, 541	31	山林砂防工	2, 580
6	とび工	2, 445	32	軌道工	3, 619
7	石工	2, 685	33	型わく工	2, 464
8	ブロック工	2, 608	34	大工	2, 454
9	電工	1, 964	35	左官	2, 272
10	鉄筋工	2, 272	36	配管工	1, 973
11	鉄骨工	2, 291	37	はつり工	2, 320
12	塗装工	2, 406	38	防水工	2, 435
13	溶接工	2, 657	39	板金工	2, 272
14	運転手（特殊）	2, 108	40	タイル工	2, 349
15	運転手（一般）	1, 906	41	サッシ工	2, 320
16	潜かん工	2, 945	42	屋根ふき工	2, 023
17	潜かん世話役	3, 475	43	内装工	2, 580
18	さく岩工	2, 551	44	ガラス工	2, 243
19	トンネル特殊工	3, 196	45	建具工	2, 089
20	トンネル作業員	2, 358	46	ダクト工	1, 887
21	トンネル世話役	3, 417	47	保温工	2, 166
22	橋りょう特殊工	2, 724	48	建築ブロック工	2, 599
23	橋りょう塗装工	2, 974	49	設備機械工	2, 243
24	橋りょう世話役	3, 032	50	交通誘導員A	1, 357
25	土木一般世話役	2, 243	51	交通誘導員B	1, 165
26	高級船員	2, 570			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、913円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	913円（1時間あたり）
---------	--------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、898円とする。